

“全数届出見直し”後も

新型コロナの相談先はこれまでと同じです

- 9月26日から、いわゆる「全数届出見直し」が全国一律で適用され、重症化リスクの低い方については、医療機関から保健所への発生届の提出が不要となります。
- これを受け、香川県では「新型コロナウイルス健康相談コールセンター」に、新たに**発生届の対象外となる方からの相談に対応する部門**を追加します。

具体的には…

1. 届出対象外の患者さまが必要なサポートを受けられるように、ご自身で陽性者登録センターへの登録をお願いします。**登録申請等に関する不明点**について、電話でお問い合わせいただけます。（日中のみ）
2. 届出対象外の患者さまが、療養中に体調が急変した場合等に、**医師による電話等診療**が受けられます。（休日・夜間のみ）
平日・日中は、かかりつけ医に相談またはコールセンターの受診相談をご利用ください。

新型コロナウイルス感染症に関するご相談は、これまでどおり
かかりつけ医または健康相談コールセンターにご連絡ください

相談・受診の流れ

